

栗東市へ転入された方へ

(Ver.5.7)

栗東市役所 総合窓口課 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

主な手続きとして次のようなものがあります。

手続き項目	チェック	転入届出後の手続き	必要なもの	担当課
①印鑑登録をされる方		希望される方は登録の手続きをしてください。	本人が手続きする場合 ・実印（登録する印鑑） ・運転免許証等	総合窓口課(1F) 総合窓口係 Tel551-0110
②国民健康保険に加入される方		勤務先等の保険に加入されていない方は、国民健康保険の加入手続きをしてください。	・運転免許証等 ・転入前の市町村での国保加入を証明する書類（転出証明書） ・直近で加入していた社会保険の資格喪失証明書等	保険年金課(1F) 国民健康保険係 Tel551-1807
③国民年金に加入されている方		第1号被保険者は、市役所から住所変更の報告を年金事務所に行います。第2号（厚生年金加入者）・第3号（厚生年金加入者の被扶養配偶者）被保険者は事業主に確認してください。		保険年金課(1F) 年金係 Tel551-0112
④60歳以上の方または 公的年金受給者の方		住民票地以外の郵送先の指定を希望される方は市役所もしくは年金事務所に「住所変更届」を提出してください。 ・基金を受給している方→基金に確認してください。 ・共済年金を受給している方→共済組合に確認してください。	年金証書	保険年金課(1F) 年金係 Tel551-0112
⑤福祉医療受給対象者・精神科通院医療費受給者の方		交付申請をしてください。 乳幼児・子ども（小学生、中学生、高校生等）・障がい者（児）・ひとり親家庭、高齢者（65～74歳）、精神障がい者等で一定の条件を満たす方。詳しくはお尋ねください。	「資格情報のお知らせ」「マイナ保険証」「資格確認書」「有効な健康保険証」いずれか1点 制度により所得（課税）証明書等、必要な書類が異なります。	保険年金課(1F) 福祉医療係 Tel551-0316
⑥児童手当受給者の方（公務員を除く）		前住所地で受給されていた方は、児童手当の申請をしてください。（注）原則、請求月の翌月分から支給されます。	受給者の健康保険証（健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ）・振込口座の分かる書類・マイナンバーカード・運転免許証等	子育て支援課(1F) 児童・家庭福祉係 Tel551-0114
⑦赤ちゃんおむつ費用助成		1歳未満の乳児がいる保護者の方は、支給申請をしてください。	なし	子育て支援課(1F) こども政策係 Tel551-0138
⑧マイナンバーカードをお持ちの方		・継続利用の手続きをしてください。（本人・同一世帯員及び法定代理人）暗証番号の合致が必要です。（数字4桁） ・本人が署名用電子証明書の発行を行う場合、暗証番号の合致が必要です。（英数字6～16桁） 同一世帯員及び法定代理人が発行の場合、暗証番号英数字6～16桁記入の委任状を封筒に入れてお持ちください。 後日、発行される場合は、原則本人が発行手続きをおこなってください。	マイナンバーカード 暗証番号	総合窓口課(1F) 総合窓口係 Tel551-0110

手続き項目	チェック	転入届出後の手続き	必要なもの	担当課
⑨小・中学校に通学（転校）・入学される方		学校教育課で転入学の手続きをして、転校先の学校へ「転入学通知書」、在学証明書等を提出してください。	在学証明書 教科書証明書	学校教育課(3F) Tel551-0130 各小中学校
		区域外就学の申請が必要な方は前住所地の市区町村にお尋ねください。		
		《3月下旬～入学式まで》 新小・中学1年生は学校教育課で就学の手続きをしてください。		
⑩後期高齢者医療制度に加入される方		後期高齢者医療制度の加入の手続きをしてください。	負担区分等証明書（県外からの転入の場合に必要です）	保険年金課(1F) 高齢者医療係 Tel551-0361
⑪妊娠中の方		母子健康手帳の交付を受けている方は、母子健康手帳別冊（妊婦健康診査受診票）の交換手続きをしてください。 （母子健康手帳の交換は必要ありません。）	前住所地の市町村の妊婦健康診査受診票 母子健康手帳	こども家庭センター（なごやかセンター内） Tel558-8670
⑫身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方		住所変更等の手続きをしてください。 （利用されている福祉サービスや受給されている制度ごとに手続きが必要です）	各種手帳、自立支援医療受給者証 制度により必要な書類が異なります	障がい福祉課(1F) Tel551-0304 Tel551-0113 Fax553-3678
⑬自立支援給付受給者の方		自立支援給付の申請をしてください。	各種手帳又は診断書 制度により必要な書類が異なります	
⑭特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給中の方		住所変更の手続きをしてください。		
⑮特別児童扶養手当受給の方		住所変更等の手続きをしてください。 詳しくはお尋ねください。	特別児童扶養手当証書	子育て支援課(1F) 児童・家庭福祉係 Tel551-0114
⑯児童扶養手当受給者の方		住所変更等の手続きをしてください。 詳しくはお尋ねください。	児童扶養手当証書（お持ちの方）等	
⑰介護保険被保険者の方		介護保険要介護・要支援認定者の方は、窓口にて必ずお申し出ください。介護保険認定内容の引継ぎの手続きが必要です。		長寿福祉課(1F) Tel551-0281
⑱原付バイク等をお持ちの方		登録の手続きをしてください。	廃車証明書又は前住所地の標識交付証明書とナンバープレート	税務課(1F) Tel551-0106
⑲保育所・幼稚園・こども園等に入園を希望される方 ※継続利用を含む		入園の申請が必要です。 ※引き続き転入前の保育所・幼稚園・こども園等への通園を希望される場合も、申請が必要です。	保育園籍への入園は、入園事由により必要な書類（就労証明書、母子手帳等）が異なります	幼児課(3F) Tel551-0424
⑳ごみの集積場がわからない方		ごみの集積場は自治会にて管理されています。お住まいの地域で場所を確認してください。 （なお、一部のアパートやマンション等の集合住宅については、事業者にて独自に回収されている場合がありますので、管理会社やオーナーさんへ確認してください。）		環境政策課(2F) Tel551-0341

手続き項目	チェック	転入届出後の手続き	必要なもの	担当課
②①多量のごみ処理が必要な方		環境センターへ個人で直接搬入することができます。ご希望の方は環境政策課で自己搬入の手続きをしてください。		環境政策課(2F) Tel551-0341 上下水道課(1F) Tel551-0135
②②犬を飼っている方		犬の登録をしてください。	愛犬カード、鑑札	
②③水道・下水道をご使用になられる方		使用開始日の4日前(土・日・祝日を除く)までに連絡の上、使用届を提出してください。栗東市のホームページからオンラインでの手続きも可能です。 ただし、共同住宅等で管理人が一括管理されている場合は、管理人へご連絡ください。	口座振替利用の場合は、 印鑑（金融機関の届出印）	

※担当課の電話番号は各課・係の直通の電話番号です。ご不明な点は平日の8:30～17:15に各担当課へお問合せください。